

濁水準備引当金に関する省令に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準についてを次のように制定する。

平成28年4月1日

経済産業大臣 林 幹雄

濁水準備引当金に関する省令に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について

濁水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項の規定による水力発電電力量の予定値の承認及び変更承認  
第2条第2項の規定による水力発電電力量の予定値の承認及び変更承認に係る審査基準は、申請された予定値が水力発電における電気の電気事業法第29条の供給計画による発電及び受電電力量のうち、揚水発電電力量を除いたものと認めた場合とする。
- (2) 第3条第2項の規定による積立限度額算定期間開始後2ヶ月以内の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認  
第3条第2項の規定による積立限度額算定期間開始後2ヶ月以内の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認に係る審査基準は、
  - ① 火力発電単位当たり運転費においては、申請された予定値が火力発電に要する費用のうち、火力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値の3ヶ年平均値と他の者からの受電に要する費用のうち、火力受電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値との加重平均値と認めた場合とする。
  - ② 水力発電単位当たり運転費においては、申請された予定値が水力発電に要する費用のうち、水力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値の3ヶ年平均値と他の者からの受電に要する費用のうち、水力受電電力量の

増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値との加重平均値と認めた場合とする。

- ③ 特定小売供給割合においては、申請された予定値が電気事業法第29条の供給計画等と整合すると認めた場合とする。

(3) 第4条第1項の規定による事業年度開始前の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認

第4条第1項の規定による事業年度開始前の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認に係る審査基準は、

- ① 火力発電受電単位当たり運転費においては、申請された予定値が火力発電に要する費用のうち、火力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値の3ヶ年平均値と他の者からの受電に要する費用のうち、火力受電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値との加重平均値と認めた場合とする。

- ② 水力発電受電単位当たり運転費においては、申請された予定値が水力発電に要する費用のうち、水力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値の3ヶ年平均値と他の者からの受電に要する費用のうち、水力受電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値との加重平均値と認めた場合とする。

- ③ 特定小売供給割合においては、申請された予定値が電気事業法第29条の供給計画等と整合すると認めた場合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 本審査基準は、平成28年4月1日から施行する。  
(渇水準備引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間についての廃止)
- 2 平成6年9月30日付け6資庁第11719号「渇水準備引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間について」は廃止する。  
(経過措置)
- 3 平成28年度から平成30年度までにおいては、第1(2)①及び(3)①の火力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値(以下「単位当たり火力運転費」という。)の3ヶ年平均値及び第1(2)②及び(3)②の水力発電電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時当たりの値(以下「単位当たり水力運転費」という。)の3ヶ年平均値の算定に当たって用いるべき、平成25年度から平成27年度までの単位当たり火力運転費及び単位当たり水力運転費については、一般電気事業者としての実績値を用いることとする。